

敦賀市防犯カメラ設置等事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区が設置する防犯カメラの設置及び修繕費用に補助をすることにより、地区の防犯力を向上させ、犯罪の起こりにくい安全で安心な地域社会づくりを推進するため、敦賀市補助金等交付規則（昭和57年敦賀市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、防犯カメラとは、主に犯罪の抑止を目的として、公道その他の不特定多数の人が往来する公共の場所（以下「公道等」という。）を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の記録の機能を有するものをいう。ただし、駐車場や会館などの財産管理に供される目的のものを除く。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、防犯カメラを新たに設置又は修繕する区とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる防犯カメラを新たに設置する事業（以下「防犯カメラ設置事業」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

- (1) 撮影範囲が公道等であり、通学路や子どもの遊び場、子どもへの声かけや街頭犯罪の発生場所、既設カメラの位置等を踏まえ、区と警察等の専門家が協議して設置する防犯カメラであること。
- (2) 防犯カメラの設置及び維持管理について、設置地域の住民に対しその内容の周知や説明等を行い、総会等で同意が得られていること。
- (3) 防犯カメラの設置を明示する表示板等を設置すること。
- (4) 防犯カメラを設置する場所の所有者の同意・許可を得ていること。
- (5) 防犯カメラの設置者等（防犯カメラを設置若しくは運用する者）又は管理責任者は、防犯カメラの設置・運用を適正に行うための「設置・運用要領」を定めること。
- (6) 補助事業を実施する区において、タウンライトアップ運動の実施を宣言していること。

第5条 補助対象となる防犯カメラを修繕する事業（以下「防犯カメラ修繕事業」という。）は、次に掲げる全ての要件をみたすこととする。

- (1) 公道等を撮影するために設置した防犯カメラで、設置から継続して使用していること。

- (2) 設置した防犯カメラの正常な機能保持が困難であること。
- (3) 本補助金を活用して設置した防犯カメラを修繕すること。
- (4) 防犯カメラの修繕について設置場所の所有者の同意・許可を得ていること。

(補助対象経費)

第6条 この要綱により交付する補助事業の対象経費は、別表1のとおりとする。

(補助金の額)

第7条 防犯カメラ設置事業の額は、別表2に定める方法により算出した額とする。

- 2 同一の区が受けることができる補助金は、1区につき10台を限度とする。

第8条 防犯カメラ修繕事業の額は、第6条に定める経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、防犯カメラ1台あたり1回につき30,000円を限度として予算の範囲内で交付する。

- 2 同一の区が受けることができる補助金は、1区につき300,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金を受けようとする区（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに、敦賀市防犯カメラ設置等事業費補助金等交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、防犯カメラ修繕事業の申請者は、第4号から第8号までに掲げる書類の提出を要しないものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 防犯カメラの購入等に係る見積明細書の写し
- (4) 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図及び現況写真
- (5) 防犯カメラ設置に係る地域住民の合意が確認できる議事録等の写し
- (6) 警察等と協議したことが分かる資料
- (7) 防犯カメラの設置・運用に関する要領
- (8) タウンライトアップ運動実施宣言書の写し

- 3 市長は、前項に定める書類のほか、必要な書類を提出させることができ

る。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、敦賀市防犯カメラ設置等事業費補助金等交付決定通知書(様式第2号)にて通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知がある前に事業に着手してはならない。

(補助事業の変更等)

第11条 前条第1項の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)が、申請の内容を変更する場合は、市長に敦賀市防犯カメラ設置等事業費補助金等交付変更承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、敦賀市防犯カメラ設置等事業費補助金等交付変更承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 補助事業者が、申請を辞退する場合は、敦賀市防犯カメラ設置等補助事業中止(廃止)届(様式第5号)を提出しなければならない。

(補助事業の遂行の命令)

第12条 市長は、区の補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めたときは、区に対し、これに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 区が前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告書)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに敦賀市防犯カメラ設置等補助事業実績報告書(様式第6号)を市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 防犯カメラ設置又は修繕事業実施に伴う支出証拠書類の写し(領収書等)

(3) 写真(防犯カメラ設置又は修繕前後の現況写真(防犯カメラ設置を明示する表示板を含む)、防犯カメラによる撮影画像)

(4) その他市長が必要と認める資料

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第13条の規定により、交付する補助金の額を確定し、敦賀市防犯カメラ設置等補助事業補助金額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するも

のとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、敦賀市防犯カメラ設置等補助事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(帳簿の備付け)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿又は証拠書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 補助対象経費

補助対象経費	補助対象外経費
(1) 映像撮影機器（カメラ）、映像記録機器（ハードディスクレコーダー等）の購入、設置及び修繕工事に要する経費 (2) 防犯カメラの設置を示す看板の設置及び修繕に係る経費 (3) その他市長が特に必要があると認めるもの	(1) 映像表示機器（モニター）の購入及び設置及び修繕工事に要する経費 (2) 防犯カメラの設置場所に関する既存設備の撤去又は移設に要する経費 (3) 土地の造成、土地又は建物等の使用、取得、若しくは補償に要する経費 (4) 防犯カメラ等の維持管理に要する経費（電気料、電柱添架料など）

別表 2 補助金の計算方法

補助金の額は、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、防犯カメラ 1 台につき、150,000 円を上限とする。 (1) 補助基本額：補助対象経費 $\times$ 2/3（千円未満の端数切捨て）。ただし、防犯カメラ 1 台につき 100,000 円を限度とする。 (2) 小規模区（※1）加算額：次の算式により算出した額（千円未満の端数切捨て）とする。ただし、算出した額が負の値となる場合は 0 円とする。 （「補助対象経費」－「補助基本額」$\times$2）－250 円 $\times$ 世帯数（※3） ※1 200 世帯以下の区 ※2 「補助対象経費」－「補助基本額」が 50,000 円を超える場合は、50,000 円とする。 ※3 区の申請年度における 4 月 1 日現在の世帯数
--